

○町田市スポーツ推進委員の設置に関する規則

平成20年3月31日

規則第61号

文化スポーツ振興部スポーツ振興課

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づく町田市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(平23規則72・一部改正)

(職務)

第2条 委員は、市民のスポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について次に掲げる職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 市民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (3) 市民のスポーツ活動促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じて協力すること。
- (6) 市民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定により委員が分担する地域又は事項は、市長が別に定める。

(平23規則72・一部改正)

(定数)

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

(平 2 3 規則 7 2 ・ 令 2 規則 2 5 ・ 一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においても委員を解職することができる。

3 委員は、再任されることができる。

(平 2 3 規則 7 2 ・ 一部改正)

(服務)

第 5 条 委員は、相互に密接な連絡を取り、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例及び規則に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(平 2 3 規則 7 2 ・ 一部改正)

(研修)

第 6 条 委員は、常にその職務を遂行するため必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(平 2 3 規則 7 2 ・ 一部改正)

(補則)

第 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 3 年 1 2 月 2 8 日規則第 7 2 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の町田市スポーツ推進委員の設置に関する規則の規定は、平成 2 3 年 8 月 2 4 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 3 1 日規則第 2 5 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。